昭和女子大学学生支援課ボランティア支援室
2022 年 1 月 11 日

ボランティア募集団体の登録に関するガイドライン

本ガイドラインは、昭和女子大学学生支援課ボランティア支援室が行う以下の事項を満たすボランティア募集団体に対する登録の可否について規定する。

（1）．ボランティア募集団体の登録基準

次の①から④までのいずれにも該当する団体を登録する。

①ボランティア募集を行う団体の範囲

団体の活動目的、運営方法について定款、会則、又は規約等で定めていること。

※法人格の有無は問わない。

②ボランティアの受入体制

ア．ボランティア募集や受入担当者及び連絡先、緊急連絡先が明確であること。

イ．有償活動（雇用、委託等の金銭が発生する活動）とボランティア活動を明確に区別していること。

ウ．受入団体又は申込学生のいずれか一方がボランティア保険に加入済であること又はボランティア活動前に加入を済ませること。

③ボランティア募集団体の活動概要

次のアからエまでの活動を行っている団体であること。

ア．公益性、公共性が高い活動

イ．営利を目的としない活動

ウ．活動にあたり安全性が高いと判断する活動

エ．学生に対し学習性が高く教育的配慮を伴っている活動

④活動内容の制限

次のアからサまでの活動を行っていない団体であること。

ア．各種法令に反する活動

イ．社会的倫理に反する活動

ウ．暴力団等反社会的勢力の関係する活動

エ．特定の政党を支持、又は候補者を支援する活動

オ．特定の宗教を布教する活動

カ．参加費が事業経費負担の範囲を超える活動

キ．専門的資格を要する活動のうち、運転免許、保育、介護等の他者への危険を伴う活動

ク．ボランティアの範囲を超える過剰な負担を求められる活動

ケ．ボランティア保険等対象外の活動

コ．大学が特に認めた活動以外で危機管理・危機回避が困難な活動

サ．その他、大学が不適切と判断した活動

（２）．ボランティア受入団体との申合せ

①ボランティア募集後、受入を確定した団体をボランティア受入団体という。

②ボランティア受入団体は、ボランティア申込学生（以下「申込学生」という）に対し活動内容や条件等を事前に提示し、その内容について両者で合意のうえ、活動を開始する。

②ボランティア受入団体は活動開始前に、申込学生に対しオリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動開始後は、必要に応じて研修等の支援を行うこととする。

③ボランティア活動中は、ボランティア受入団体の担当スタッフとともに活動を行うことを条件とする。

④ボランティア活動中に、活動内容や条件に変更等が生じた場合には、受入団体は速やかに申込学生に変更内容を説明し、申込学生の合意を得て活動を再開すること。

⑤受入団体又は申込学生のいずれか一方がボランティア保険に加入済みであることを確認してから活動を開始すること。

⑥活動内容に疑義が生じた場合は、双方で誠意を以て対応し信義則に基づいて解決すること。

（３）．免責

紹介するボランティア情報に関して、発生したトラブル等については、本学では責任を負わない。

（４）．個人情報の取扱い

ボランティア受入団体から提供された個人情報は、活動情報の提供の目的のみに使用する。ボランティア受入団体においてもボランティア活動を行う申込学生の個人情報の保護や肖像の使用については、必ず事前に書面にて申込学生本人の同意を得て、取り扱いには十分に配慮すること。また、申込学生本人から個人情報や肖像の使用差し止めを求められた場合は、速やかに応じること。

以上